

垂井町耐震改修促進計画

平成20年3月 策 定

令和 8年4月 最終改定

目 次

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2 計画改定の経緯	2
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	2
4 令和6年能登半島地震に学ぶ－今後の震災対策－	3

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模	4
--------------	---

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状	5
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	8
(1) 耐震化率の推移と評価	
(2) 岐阜県の特性	
(3) 耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	10
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	13
(1) 町有施設における耐震化	
(2) 耐震化の目標	

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	15
(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割	
(2) 町・県の役割	
2 実施する事業の方針	15
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	16
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第4期計画における重点的な取り組み	17
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	17
6 新たな耐震化の取り組みの検討	18

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制	・ ・ ・ ・ ・	19
2 安心して耐震化が行える環境整備	・ ・ ・ ・ ・	19
(1) 垂井町建築物等耐震化促進事業の沿革		
(2) 垂井町建築物等耐震化促進事業の実施状況		
(3) 町民要望への対応		
(4) 補助事業の活用促進を図るための取り組み		
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	・ ・ ・ ・ ・	20
(1) 相談体制の整備		
(2) 情報提供の充実		
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	・ ・ ・ ・ ・	22
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策		
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策		
5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	・ ・ ・ ・ ・	22

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携	・ ・ ・ ・ ・	24
-------------	-----------	----

別表	・ ・ ・ ・ ・	25
----	-----------	----

はじめに

Ⅰ 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成 20 年 3 月に「垂井町耐震改修促進計画」として策定した。

本計画は、以下に掲げる町の地震防災に係る各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

本計画と調和を図る地震防災の対策に係る計画

- ・ 岐阜県耐震改修促進計画
- ・ 垂井町国土強靱化地域計画
- ・ 垂井町地域防災計画

本計画に位置付ける取り組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた 17 の国際目標（SDGs（注 1））に関して、特に目標 11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取り組みを推進する。

（注 1）SDGs

Sustainable Development Goalsの略で、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。



2 計画改定の経緯

本計画は、平成 20 年 3 月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画改定の経緯

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第 1 期計画 (H19～H27)	平成 20 年 3 月	第 1 期計画策定
	平成 24 年 4 月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映（「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照）
第 2 期計画 (H28～H32（R2））	平成 28 年 4 月	第 2 期計画策定
第 3 期計画 (R3～R7)	令和 3 年 4 月	第 3 期計画策定
第 4 期計画 (R8～R12)	令和 8 年 4 月	第 4 期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」が組織された。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取り組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取り組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取り組みの推進【市町村】

※ 【 】は特に連携を図るべき事業主体

4 令和 6 年能登半島地震に学ぶ－今後の震災対策－

県では、第 3 期岐阜県強靱化計画の策定に先立ち、令和 6 年能登半島地震の発災以降、被災地に対する支援を実施するとともに、本地震に学び、本県の震災対策の一層の強化充実につなげるため、これまでに明らかになった状況、被災地での支援活動にあたった職員などからの報告を踏まえ、「建物耐震化の促進」等、大きく 4 つのテーマを軸に震災対策の見直しを実施した。

令和 7 年 1 月にとりまとめられた「令和 6 年能登半島地震に学ぶ－今後の震災対策－」において、建物耐震化の促進で今後検討すべき対策として、以下の 6 項目が挙げられている。

建物耐震化の促進に関する項目のみ抜粋

（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ・ 古い住宅が多い地域など、重点的に耐震化啓発を行う地域の抽出及び戸別訪問による啓発の強化【市町村・関係団体】
- ・ 耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続【市町村】
- ・ 部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策の検討【市町村】
- ・ 沿道の建築物が耐震診断の義務化対象となる緊急輸送道路の指定拡大の検討【市町村】
- ・ 耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化【市町村】
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続【市町村】

第Ⅰ 想定される地震の規模、想定される被害状況

Ⅰ 想定される地震の規模

県内では、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表 1-1 想定される地震の規模

想定される地震、断層	最大震度	PL 値（注 2）
南海トラフ地震 ※	5.91 （震度 6 弱）	48.94
揖斐川－武儀川（濃尾）	5.68 （震度 6 弱）	15.99
長良川上流（北側震源）	5.22 （震度 5 強）	8.26
長良川上流（南側震源）	4.96 （震度 5 弱）	2.63
屏風山・恵那山及び猿投山	4.86 （震度 5 弱）	3.44
阿寺（北側震源）	4.94 （震度 5 弱）	7.00
阿寺（南側震源） ※	4.99 （震度 5 弱）	5.60
跡津川 ※	5.17 （震度 5 強）	6.98
養老－桑名－四日市 ※	6.79 （震度 7）	57.95
高山・大原（北側震源） ※	4.97 （震度 5 弱）	6.97
高山・大原（南側震源）	4.49 （震度 4）	0.00

※ 平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年度実施の調査による。

町内において、南海トラフ地震が発生した場合、最大震度 6 弱の揺れとなり、一部地域においては液状化が発生すると予測される。

また、特に揺れが大きいと想定される養老－桑名－四日市断層帯による地震が発生した場合、最大震度 7 の揺れとなり、一部地域においては液状化が発生すると予測される。

（注 2） PL 値

液状化指数。PL 値 > 15：液状化の可能性が高い 5 < PL 値 ≤ 15：液状化の可能性がある

第 2 建築物の耐震化^(注3)に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

町内の建築年代別住宅数は、5 年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表 2-1 のとおりである。

表 2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

建築の時期		総数	住宅の種類		建物の構造			
			専用住宅	店舗その他の併用住宅	木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
旧基準	昭和 45 年以前	1,040	990	50	1,010	30	0	0
	昭和 46 年～55 年	1,510	1,510	0	1,110	310	80	0
	不詳 ※	68	66	0	19	44	5	0
	小計	2,618	2,566	50	2,139	384	85	0
新基準	昭和 56 年～平成 2 年	1,470	1,470	0	970	240	260	0
	平成 3 年～12 年	1,630	1,610	30	1,090	280	270	0
	平成 13 年～22 年	1,510	1,510	0	1,200	170	140	0
	平成 23 年～令和 2 年	1,600	1,600	0	1,350	160	90	0
	令和 3 年～令和 5 年	550	550	0	460	80	10	0
	不詳 ※	182	174	0	51	116	15	0
	小計	6,942	6,914	30	5,121	1,046	785	0
合計		9,560	9,480	80	7,260	1,430	870	0

出典：令和 5 年住宅・土地統計調査

※ 不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

(注3) 建築物の耐震化

建築物の地震に対する安全性を確保すること。

町内における住宅の耐震化率（注４）の現状については、令和５年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が６,９４２戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は、「垂井町建築物等耐震化促進事業」に伴う「木造住宅耐震補強工事」の集計により１２戸であることから、町内の住宅総数 ９,５６０戸のうち ６,９５４戸が「耐震化されている住宅（注５）」と推計できる。

図 ２－１ 住宅の耐震化の現状（R5 時点）

住宅総数 ９,５６０戸（１００％）	新基準建築物の住宅 ６,９４２戸（７３％）	耐震化されている住宅 ６,９５４戸（７３％）
	旧基準建築物の住宅 ２,６１８戸（２７％）	耐震改修済 １２戸 耐震性が不十分な住宅（注６） ２,６０６戸（２７％）

（２）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表 ２－２ のとおりとする。

（注４）耐震化率

建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）

（注５）耐震化されている住宅（建築物）

新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている住宅（建築物）又は耐震改修した住宅（建築物）。

（注６）耐震性が不十分な住宅（建築物）

旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない住宅（建築物）。

表 2-2 特定建築物一覧

号	No.	用途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、もしくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

町内の特定建築物のうち学校、体育館、病院、事務所、老人ホーム等のⅠ号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表２－３のとおりである。

表２－３ 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（R7.3時点）

（単位：棟）

用途 \ 耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	耐震化 されている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
学校、体育館、病院、事務所、老人ホーム等	85	46	39	22	9	77	91%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が46棟、「旧基準建築物」のうち「耐震改修実施済みのもの」が22棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が9棟であることから、「耐震化されている建築物」は77棟となり、町内の多数の者が利用する建築物総数85棟のうち91%が耐震化されていると推計できる。

図２－２ 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（R7.3時点）

建築物総数 85棟（100%）	新基準建築物 46棟（54%）	耐震化されている建築物 77棟（91%）
	旧基準建築物 39棟（46%）	耐震改修済 22棟（26%）
		耐震性を満たす 9棟（11%）
		耐震性が不十分 8棟（9%）

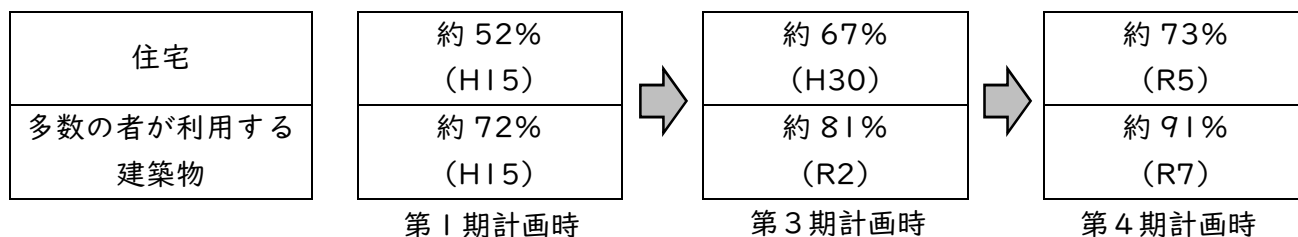
2 建築物の耐震化の現状分析

（Ⅰ）耐震化率の推移と評価

第Ⅰ期計画策定時以降、本町の耐震化率は図２－３のとおり推移しているが、第Ⅲ期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

図 2-3 耐震化率の推移



(2) 岐阜県の特性

国土交通省が発表した令和 5 年時点の全国の住宅耐震化率は「約 90%」で、岐阜県はそれを下回る結果（約 86%）となっている。その要因として、以下に挙げる岐阜県の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

○ 岐阜県の特性（令和 5 年住宅・土地統計調査より分析）

- ・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	52.7%	47.3%
岐阜県	74.2%	25.8%

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造 住宅の割合
全国	13.3%
岐阜県	20.4%

→ 結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

平成 14 年度以降、戸別訪問等により、木造住宅の耐震啓発を実施してきた。

令和 7 年 3 月末時点で、町内において耐震診断を受診した方が 151 人、その内、耐震改修をされた方が 12 人であり、耐震診断から耐震改修へ進む方は 1 割に満たない状況である。

そのため、岐阜県では令和 6 年度に戸別訪問等の機会に合わせ、耐震診断を平成 30 年度または令和元年度に受診したが耐震改修を実施していない県民の方（1,253 人）及び耐震診断は受診済みだが耐震改修を実施していない方（759 人）の計 2,012 人の県民へアンケートを実施（回答者属性は表 2-4 のとおり）し、それぞれ表 2-5、表 2-6 のような要因が挙げられている。

表 2-4 R6 県民アンケートの回答属性

所在地		世帯主の年齢※		世帯人数※
岐阜	1,048(52.1%)	35 歳未満	23(1.2%)	平均 2.44 人
西濃	265(13.2%)	35～49 歳	103(5.4%)	
中濃	370(18.4%)	50～64 歳	340(17.8%)	
東濃	118(5.9%)	65～74 歳	594(31.2%)	
飛騨	211(10.5%)	75 歳以上	846(44.4%)	

※アンケートで建替や耐震改修を実施したことが判明した分は除く。

表 2－5 耐震化が進まない要因（耐震診断未実施の方を対象）※複数回答有

主な要因	主な意見
防災意識の希薄 回答数 1,386（回答率 65.5%）	・耐震改修をするつもりがない ・大地震が来たら諦める 住民理解が十分でない
高齢者世帯のみの増加 回答数 502（回答率 23.7%）	・跡継ぎがいらない 今後の利用予定がない

表 2－6 耐震化が進まない要因（耐震改修工事未実施（耐震診断済）の方を対象）※複数回答有

主な要因	主な意見
経済的負担 回答数 649（回答率 46.4%）	・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない 金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 回答数 315（回答率 22.5%）	・跡継ぎがいらない 今後の利用予定がない
防災意識の希薄 回答数 302（回答率 21.6%）	・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発活動や補助制度などで対応してきたが、耐震改修に対するインセンティブの低下が懸念されるため、これまで耐震診断・耐震改修の実施を躊躇されてきた方等のニーズ把握を行いながら、よりの確に耐震化を促進するための施策検討が必要である。

特に耐震改修工事に進まない要因として経済的負担が過半を占めているため、精密診断や安価な工法の普及等、より安価に実施できる施策の検討が必要であるとともに、代理受領制度の導入やリ・バース 60 を活用した補助制度の普及等、所有者の負担軽減につながる取組みの検討が必要である。

また、「高齢者世帯のみの増加」に伴い、住宅の今後の利用予定がないという要因が 2 割超あるため、建替えや除却工事に対するさらなる施策の検討が必要である。

3 建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成 16 年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的

な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日 国土交通省告示第184号
最終改正 令和7年7月17日 国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

第1次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）

令和7年6月6日 閣議決定

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464棟（令和5年度末時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等（約9,000km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291棟（令和6年4月1日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には100%に近い状態を目指す。

岐阜県耐震改修促進計画（抜粋）

○建築物の耐震化の目標

建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取組みや上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

- | | | |
|----------------------|-------|----------|
| ■ 住宅の耐震化率 | 令和12年 | 95% |
| ■ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 令和12年 | 95% |
| ■ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 | 令和12年 | おおむね解消※1 |

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

町の建築物の耐震化の現状、これまでの町での取り組みや上記の国及び県の動向を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、以下を目標とする。

＜第４期計画における目標＞

- 住宅の耐震化率 令和１２年 ９５％
 - 多数の者が利用する建築物の耐震化率 令和１２年 ９５％
 - 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 令和１２年 おおむね解消※１
- ※１ 耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、１００％に近い状態を目指す

耐震化率 ９５％を達成するため、住宅については、令和５年から ２,１２８ 戸、多数の者が利用する建築物については、令和７年から ４ 棟の耐震化が必要である。

そのため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図２－３ 住宅の耐震化の目標

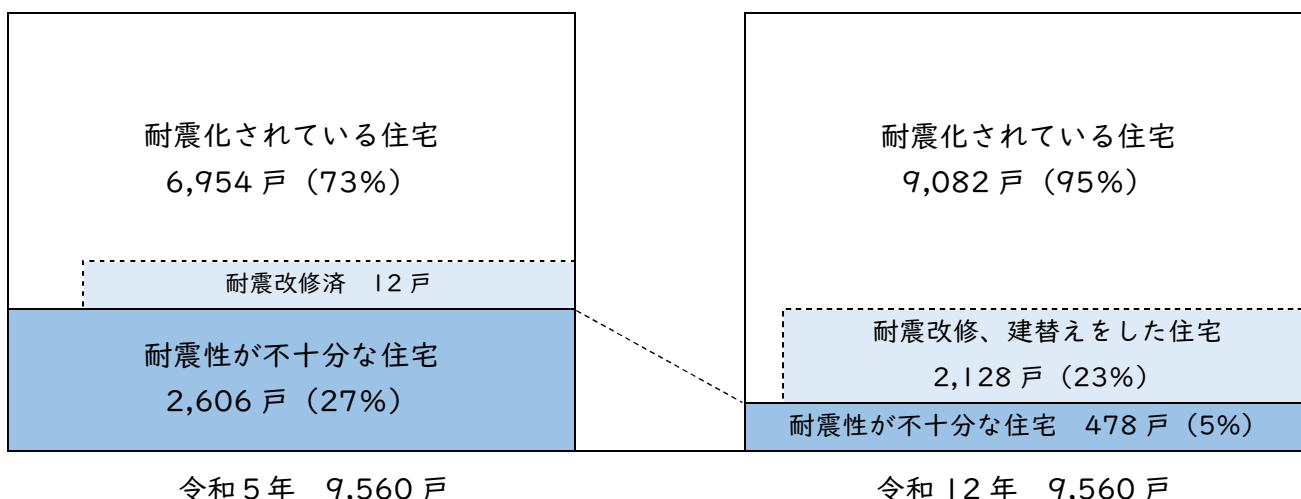
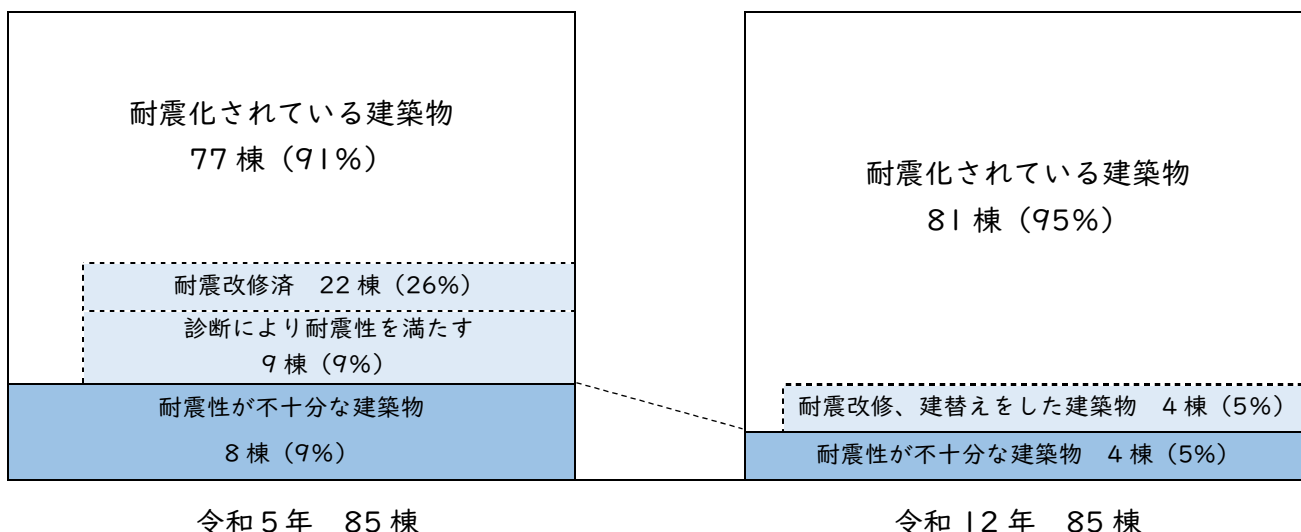


図２－４ 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和７年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設が民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

町有施設（対象：非木造 2 階建て以上又は非木造 1 階建て 200 ㎡超）における耐震化の現状は、表 2-7 のとおりである。

表 2-7 町有施設の耐震化の現状（令和 8 年 4 月時点）

（単位：棟）

耐震化の現状 種類	全棟数	新基準 建築物	旧基準 建築物	耐震 改修済	耐震性を 満たす	耐震化さ れている 建築物	耐震化率
	A=B+C	B	C	D	E	F= B+D+E	G=F/A
避難所 （まちづくりセンター、学校等）	43	22	21	16	0	38	88%
防災拠点 （庁舎、文化会館等）	13	8	5	4	0	12	92%
その他公共施設 （町営住宅、処理施設等）	38	19	19	5	7	31	82%
計	94	49	45	25	7	81	86%

町有施設については、「新基準建築物」が 49 棟、「旧基準建築物」45 棟のうち「耐震改修済」が 25 棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 7 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 81 棟となり、町有施設総数 94 棟のうち 86%が耐震化されていると推計できる。

（２）耐震化の目標

町有特定建築物について、所有者である町は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、効果的な耐震化の推進に努める。

特に、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、令和１２年度までに耐震化率を９５％にすることを目標とする。

第 3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

Ⅰ 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・ 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・ 町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 町・県の役割

- ・ 町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・ 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・ 所管行政庁である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

町内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されている。さらに、旧基準建築物が密集している地域や被災時に孤立する可能性がある集落、緊急輸送道路沿道、地域の地震発生確率や地盤特性などを考慮し、町内全域を「重点的に耐震化を図る地域」とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図る。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、第1次から3次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を、法第6条第3項第2号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として指定し、沿道の建築物の耐震化を図ることを目標とする。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

4 第4期計画における重点的な取り組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとした。第4期計画においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていく。

図3-1 重点的に取り組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・ 全ての耐震性のない建築物※ ¹	広く町民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・ 多数の者が利用する建築物等※ ² ・ 木造住宅 ・ 町有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・ 一定規模以上で多数の者が利用する建築物※ ³	全所有者向け	改修

着実な耐震化推進に向けて

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等についても推進する必要がある。

6 新たな耐震化の取り組みの検討

平成 28 年に発生した熊本地震や、令和 6 年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取り組みについての検討も必要である。

第 4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」が平成 22 年に立ち上がり、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきた。今後も町の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策として引き続き垂井町建築物等耐震化促進事業を行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

(1) 垂井町建築物等耐震化促進事業の沿革

- ・ 旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成 15 年度から、耐震補強工事に対する補助を平成 16 年度から実施している。
- ・ 平成 18 年度からは、旧基準建築物における耐震診断の補助及び旧建築物特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を実施している。
- ・ 平成 20 年度から旧基準建築物の木造住宅の耐震診断については無料化し、さらなる耐震化の促進に取り組んでいる。
- ・ 令和 7 年度からは、耐震補強工事に対する補助の増額と新たに耐震シェルター等設置工事への補助を実施している。

(2) 垂井町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は、別表に記載する。

(3) 町民要望への対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となるため、更なる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

(4) 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、町や県などの財政状況などを総合的に勘案して、

必要に応じ制度の見直しを行う。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」が必要である。このため県内の建築士事務所に勤務する建築士を対象に、県が養成し、登録している「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う町窓口において閲覧でき、相談士の制度について県ホームページや無料相談会等で周知を図る。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、県庁及び各建築事務所において「建築相談窓口」が設置されており、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町や関係団体が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県から専門家を派遣してもらい、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、省エネ改修やバリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

県と連携し町広報、自治会回覧板等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

ウ 耐震化に係る説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会等へ県から講師を派遣してもらい、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。

また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震等による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を検討する。

ク 教育部局との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるため小中学生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

ケ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生の

おそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、町においては令和４年３月に作成し、各戸配布や町ホームページにて周知を行っている。

コ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

（１）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱着防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策とともに電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

（２）地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

１）目的

住宅耐震化に係る取組を位置付け、当該年度ごとに耐震化の進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進する。

２）対象建築物

昭和５６年５月以前に着工された木造住宅

３）計画期間

令和８年度から令和１２年度まで

４）取組内容

【財政的支援】

- ① 木造住宅の無料耐震診断事業を実施
- ② 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施

【普及啓発等】

①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

- ・昭和56年5月以前に着工された住宅の所有者に対し、戸別訪問またはダイレクトメールの送付を行う。

②耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断結果報告時に耐震改修計画や概算費用の提示を行う。
- ・耐震診断実施後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話や戸別訪問等を行う。

③改修事業者の技術力向上等

- ・岐阜県建築物地震対策推進協議会において、住宅リフォーム事業者向け耐震改修工事講習会を実施する。
- ・上記講習会の受講事業者名簿を窓口で公開する。

④耐震化の必要性に係る普及・啓発

- ・町の広報やホームページを活用し、耐震化支援制度の周知を行う。
- ・町の防災訓練実施時に、地震ハザードマップの展示等を行い、耐震化の必要性について啓発を行う。また、希望者に対して、耐震化支援制度の説明を行う。
- ・窓口にパンフレット等を設置し、来庁者に対して配布を行う。

5) 実績の公表

本プログラムに基づく取組について、実績に関する自己評価を実施し、町ホームページにて公表する。

第 5 指導・勧告又は命令等に関する事項

Ⅰ 所管行政庁との連携

所管行政庁である県では、法に基づき、町内建築物の耐震化の促進を図るための指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。そのため、町は所管行政庁である県と十分連絡調整を図るなどの連携を行う。

別表

表 4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：棟)

種類 年度	木造住宅		建築物		分譲 マンション
	耐震診断	改修工事	耐震診断	特定建築物 改修工事	改修工事
H15	1	—	—	—	—
H16	3	1	—	—	—
H17	3	0	—	—	—
H18	2	1	0	0	0
H19	1	0	0	0	0
H20	20	0	0	0	0
H21	8	1	0	0	0
H22	20	1	0	0	0
H23	18	1	0	0	0
H24	14	0	1	0	0
H25	10	2	1	0	0
H26	5	0	2	0	0
H27	2	0	1	0	0
H28	7	0	1	0	0
H29	1	0	0	0	0
H30	2	1	0	0	0
R1	3	0	0	0	0
R2	3	1	0	0	0
R3	3	0	0	0	0
R4	6	2	0	0	0
R5	2	0	2	0	0
R6	15	1	0	0	0
R7	2	0	1	0	0
計	151	12	9	0	0

※ 「—」は事業未実施を示す。